

工事の施行に付随して行われる土石の堆積の取扱い

工事の施行に付随して行われる(下記①②)土石の堆積であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石(下記③④⑤)を当該工事の現場又はその付近(下記⑥⑦)に堆積するものは、所定の手続き(下記⑧⑨)をすることにより、許可不要となります。(宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第8条第10号ハ)

- ① 主となる本体工事があることが条件です。
- ② 本体工事に係る主任技術者(建設業法第26条第1項に規定する主任技術者)が、本体工事の管理と併せて一体的に管理する必要があります。

- ③ 本体工事で必要となる量又は本体工事から発生した量までが許可不要となる量です。
- ④ 当該工事に使用する土石の堆積が許可不要となるのは、本体工事の工期内に限られます。
- ⑤ 当該工事で発生した土石を許可不要で堆積しておける期間は、原則として(※)、本体工事の工期内に限られます。
※ やむを得ず、本体工事で発生した土石を、搬出先の都合により、本体工事の工期外まで堆積する場合には、搬出先の土地所有者や現場管理者の手続きも要します。

- ⑥ 工事の現場とは、工事請負契約書や工事施工計画書等に記載されている範囲に限られます。
- ⑦ 工事の現場の付近とは、本体工事に係る主任技術者が、本体工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地を指します。



- ⑧ 本体工事の工事主が誓約書を添付した事前指導申出書を提出すること。
- ⑨ 土石の堆積をする現場に、県が発行した事前指導書の写しを掲示すること。
※ 詳細は次のページ

工事の施行に付随して行われる土石の堆積を許可不要とするための手続き

○ 誓約書は任意様式ですが、以下の項目を記載してください。

- 1 管理者名
- 2 管理者住所
- 3 管理者連絡先電話番号
- 4 本体工事名
- 5 本体工事工期
- 6 本体工事場所(住所)
- 7 管理方法(巡視頻度、バリケード等の有無)
- 8 搬出先(予定)
- 9 搬出期限(予定)
- 10 最大堆積高さ
- 11 堆積を行う土地の面積
- 12 最大堆積量

令和△年◇月□日

イメージ 土石の堆積に係る誓約書

〇〇建設(株) **印**

～～市☆☆地区（詳細位置は別図のとおり）の土石の堆積について、下記事項を誓約します。

記

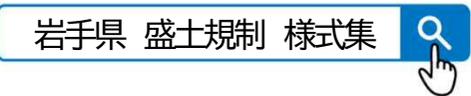
- 1 管理者名
- 2 管理者住所
- 3 管理者連絡先電話番号
- ・
- ・
- ・

○ 事前指導申出書には、以下の書類も添付してください。

- ・位置図
- ・最大堆積時平面図
- ・最大堆積時断面図
- ・現況写真

事前指導申出書様式ダウンロードページ

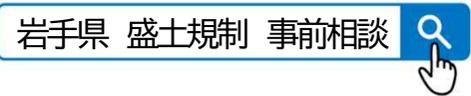
URL: <https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/toshigesui/1070145/1084929.html>



○ 提出先窓口の確認も併せて、まずは事前相談をお願いします。

県内の許可権者(相談窓口)・事前相談の手引き

URL: <https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/toshigesui/1070145/1083441.html>



窓口が混雑しますので、事前に予約をお願いします。